

辰野町「信州の安心なお店」推進交付金交付要領

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店等への支援として、「信州の安心なお店認証制度」の申請を要件に、交付金を交付します。

【交付金の概要】

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に店舗を構え、以下のいずれにも該当する事業者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、宿泊業、洗濯業、理容業、美容業 公衆浴場業、冠婚葬祭業（結婚式場業）、 文化芸術施設（映画館・博物館・美術館）、スポーツ施設提供業、遊戯場、 カラオケボックス業、療術業 2. 県が実施する「信州の安心なお店」に認証申請している。 または、認証を既に受けている。 </div>
交付金の額	20万円（1店舗1回限り）
申請期間	<p>令和3年7月1日（木）～令和3年9月30日（木）</p> <p>令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月） ※当日消印有効</p>
提出方法	辰野町産業振興課へ郵送 又は 窓口へ持参
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類について、内容確認及び審査を行い、交付可否を決定します。 ・町から決定・確定通知書を郵送後、3週間程度で指定口座へ振り込みいたします。 <p>※審査状況により通知が遅れる場合があります。</p>
提出先及び問合せ先	<p><u>辰野町 産業振興課 交付金担当</u></p> <p>〒399-0493 辰野町役場 1階</p> <p>T E L 0266-41-1111</p> <p>受付日 月曜日～金曜日(祝日は除く) 受付時間：8：30～17：15</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">I 申請に 必要な 書類</p>	<p>(1) 辰野町「信州の安心なお店」推進交付金交付申請書（様式第1号）</p> <p>(2) 事業所の所在地や事業内容が確認できる書類の写し ※法人（登記事項証明書、会社概要等）・個人事業主（営業許可証、開業届等）</p> <p>(3) 法人又は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し ※金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できること。</p> <p>(4) 本人が確認できる書類の写し（個人事業者のみ） ※運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、在留カード（両面）等</p> <p>(5) 信州の安心なお店認証制度審査結果通知書の写し又は信州の安心なお店応援キャンペーン認証申請書の写し</p> <p>(6) その他町長が必要と認める書類</p> <p>【注意事項】</p> <p>①添付書類は、A4サイズに統一すること。</p> <p>②写真等を添付する場合は、A4の用紙にしっかり糊付けしてください。</p> <p>③書類は、上記の順に並べて提出してください。</p> <p>④提出した書類に偽りがあったとき、又はその他不正があった場合は、交付決定を取り消し、交付金の返還を求める場合があります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">II 後日 必要な 書類</p>	<p>●信州の安心なお店認証制度の申請中の方は、認証を受けた日から30日以内に以下の書類を提出してください。</p> <p>(1) 辰野町「信州の安心なお店」推進交付金登録完了届 信州の安心なお店認証制度に規定する「信州の安心なお店認証制度審査結果通知書」の写しを添付してください。</p>